

一般社団法人日本うつ病センター 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本うつ病センターと称し、英文では、Japan Depression Center（略称はJDC）と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、うつ病及びその関連疾患（以下、「うつ病等」という）の予防、診断、治療のクオリティーを高めるための対策、研究、又うつ病等に関わるものと連携して、普及啓発、医療の向上を図り、もって国民の福祉と健康増進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域、学校等への普及啓発
- (2) 医療従事者等への普及啓発
- (3) 調査・研究及び政策提言
- (4) 研修、セミナー、相談等の収益事業
- (5) 診療所の設置運営
- (6) 国内及び国外の関連団体との連携、協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び諸外国において行うことができるものとする。

第3章 社員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、指定会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）の社員とする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 指定会員 | この法人の目的に賛同し、活動の推進に当たる正会員 |
| (2) 正会員 | この法人の目的に賛同し、活動する個人 |
| (3) 賛助会員 | この法人の事業を賛助する個人又は団体 |
| (4) 名誉会員 | 永年理事・監事を務めた者又はこの法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の決議を経て推薦する個人 |

(入会)

第6条 この法人の正会員は、3名以上の正会員の推薦を受け、規定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けた個人とする。

2 この法人の指定会員は、正会員のうち、3名以上の指定会員の推薦を受け、規定の入会申込書を提出し、総会及び理事会の承認を受けた個人とする。

3 この法人の賛助会員は、会員の推薦を受け、規定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けた個人又は団体とする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び指定会員は、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会員となったとき及び毎年、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 すべて会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、指定会員の半数以上が出席し、総指定会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資

格を喪失する。

- (1) 指定会員については、この法人の総会に2回以上連続して出席（第21条に定める書面表決等による出席も含む）しなかつたとき。ただし、病気その他やむを得ない事由等により欠席した者はその限りではない
- (2) 年会費を2期連続して納入しなかつたとき
- (3) 指定会員の3分の2以上が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。指定会員については、一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての指定会員をもって組織する。

- 2 正会員、賛助会員および名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 4 総会を開催するとき、名誉理事長は、正会員、賛助会員および名誉会員に総会の開催を告知しなければならない。

（権限）

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会員の会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 定款の変更
- (6) 役員のこの法人に対する損害賠償責任の全部又は一部の免除
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款

に定める事項

(種類及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき、名誉理事長または理事長が招集する。

- 2 総指定会員の議決権の 2 分の 1 以上の議決権を有する指定会員は、名誉理事長または理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。理事長は、この請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 16 条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 ヶ月までに、各会員に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、総会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、名誉理事長がこれに当たり、名誉理事長が欠席の場合は、理事長がこれに当たる。ただし、臨時総会の議長は出席した指定会員の互選で定める。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、指定会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 19 条 総会は、総指定会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、法令又は この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する指定会員を除く、議決権を有する総指定会員の過半数が出席し、出席した当該指定会員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、法令又は この定款に別段の定めがある場合を

除き、決議について特別の利害関係を有する指定会員を除く、総指定会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員のこの法人に対する損害賠償責任の全部又は一部の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 解散及び清算結了までの継続並びに残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない指定会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の指定会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その指定会員は出席したものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事又は監事が指定会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、指定会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) その他法令に規定する事項

2 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が出席した指定会員の中から議事録署名人として指名する1名が、これに署名し又は記名押印しなければならない。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員等

(役員の種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を名誉理事長、1名を理事長、若干名を副理事長とし、名誉理事長、理事長、副理事長及び理事会で代表理事として選任された理事を、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。この定款の他の条項及び関連の規則等においても同様とする。

(役員の選任等)

第25条 役員は総会の決議によって選任する。

2 名誉理事長、理事長、副理事長及びその他の代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事は、正会員の中から選出し、理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議する。

2 理事は、法令及びこの定款並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその職務を行い、また、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(名誉理事長、理事長及び副理事長の職務・権限)

第27条 名誉理事長、理事長、副理事長及びその他代表理事として理事会で選任された理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、名誉理事長、及び理事長を補佐する。

3 名誉理事長、及び理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 名誉理事長、及び理事長に事故のあるときは、又は欠けたときは、副理事長が理事会の決議を経て指名した順序により、その職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、名誉理事長または理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第 29 条 この法人の理事の任期は、選任された定時総会の終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間までとする。

3 役員は、第 24 条第 1 項で定めた定数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 30 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総指定会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第 31 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める役員等の報酬に関する規定に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 常勤でない役員に対しては理事会等、一般社団法人日本うつ病センターの職務を行うために要する報酬等については別に定める役員等の報酬に関する規定に従って支払いをすることはできる。

(取引の制限)

第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任とその免除)

第 33 条 役員は、その任務を怠ったときは、一般社団・財団法人法第 111 条の規定に従い、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、総会の決議によって、その全部又は一部を免除することができる。

(顧問)

第 34 条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会の決議により行う。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 第 29 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

第2節 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 名誉理事長、理事長、副理事長、代表理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、定期理事会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、上半期決算終了後3ヶ月以内に開催する。必要がある場合に臨時理事会として開催することができる。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 名誉理事長及び理事長が必要と認めたとき
- (2) 名誉理事長・理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 名誉理事長及び理事長以外の理事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第100条に規定する場合において、必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき
- (5) 監事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、名誉理事長または理事長がこれを招集する。

2 名誉理事長及び理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て名誉理事長が指名した順序により、各理事がこれを招集する。

3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があつた日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(招集の通知)

第39条 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、理事長が欠席の場合は、名誉理事長がこれに当たる。

2 名誉理事長または理事長が欠けたとき又は名誉理事長または理事長に事故があるときは、理事会において出席した理事の中から選定する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した役員が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 基金

(基金を引き受けるものの募集)

第 46 条 この法人は、その目的を達成するため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日に返還する。

(基金の返還の手続き)

第 48 条 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 この法人は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剩余金の分配)

第 52 条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、総会において総指定会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

(合併等)

第 54 条 この法人は、総会において総指定会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 55 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総指定会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 56 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配をすることはできない。

第 9 章 各種委員会

(各種委員会)

第 57 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、各種委員会を設置することができる。

- 2 各種委員会の委員長及び委員は、理事会が選任及び解任する。
- 3 各種委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員の任免は理事会の承認を経て理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により、別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 前項の規定に基づく情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 61 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 雜 則

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

(細則等)

第 61 条 この定款の施行について必要な細則のほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

令和 4 年 2 月 18 日

これは、当法人の定款である。

東京都新宿区左門町 2-6 ワコービル 4 階

一般社団法人日本うつ病センター

代表理事・名誉理事長 樋口 輝彦

代表理事・理事長 神庭 重信